

News Release

各位

平成 22 年 7 月 20 日
株式会社日本信用情報機構

改正割賦販売法に基づく指定信用情報機関制度に対する 当社の取組みに関するお知らせ

平成 20 年 6 月に公布された「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」において、クレジット取引に関する多重債務問題、過量販売問題等の対策の一環として、クレジット業者に対し、購入者の支払可能と見込まれる額の調査が義務付けられ、過剰与信防止義務の履行を実効性のあるものとするために経済産業大臣が指定する指定信用情報機関への照会義務などを課す指定信用情報機関制度が創設されました。

当社は、今回の法改正において多重債務問題、過量販売問題等に信用情報機関が果たすべき公共的使命を認識し、昨年 11 月、同法で規定された指定信用情報機関への指定申請を決定するとともに、皆様から安心と信頼を得られるクレジット分野におけるインフラの担い手としての基盤整備に取り組んでまいりました。

本年 2 月には、同法に基づく指定要件に対応した態勢整備並びにシステムの構築を完了し、現在、正式な申請に向けて最終調整を行っております。

引き続き、改正割賦販売法に基づく指定信用情報機関制度への対応を着実に進めるとともに、加盟総会員数 1,544 社（平成 22 年 6 月末）、総登録残高 112 兆円（平成 22 年 6 月末）の信用情報を保有する国内で最大の信用情報機関として「信用情報機関の公共的使命を自覚し、信頼性の高い、高品質なサービスの提供を通じて、健全で豊かな経済社会の発展に貢献する」という経営理念のもとに皆様から安心と信頼をいただける信用情報機関を目指して取り組んでまいります。

なお、当社会員様におかれましては会員専用ホームページも併せてご覧ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

- ①消費者の方：消費者部 / 電話 0120-441-481（携帯可）
 - ②事業者の方（当社への加盟をご検討中の方）：会員部 業務推進グループ / 電話 03-6701-0315
 - ③報道機関の方：経営企画部 広報グループ / 電話 03-6701-0314
- ※受付時間（月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く））
- ①10:00～12:00/13:00～16:00
 - ②10:00～12:00/13:00～17:00
 - ③9:00～17:00